

(目的)

第1条 八尾市文化会館（以下「文化会館」という。）において、新型コロナウイルスの適正な感染防止策を講じたうえで、芸術文化活動等の再開に取り組んでいる利用者及び新型コロナウイルスの感染防止策に伴い施設の利用定員の制限が設けられていることにより平常時より規模の大きな施設を利用せざるを得ない利用者に対し、その活動を支援することを目的に、公益財団法人八尾市文化振興事業団（以下「事業団」という。）は八尾市芸術文化活動等再開支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

なお、本助成金交付の実施期間は令和3年3月31日までとし、財源として、八尾市から交付を受ける八尾市芸術文化活動等再開支援事業補助金を活用する。また、本助成金の交付は、当該補助金の予算の上限に達した時点で終了する。

(助成対象事業)

第2条 助成金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和2年6月23日から令和3年3月31日までの催し
  - (2) 文化会館の大ホールまたは小ホール利用の個人または団体
  - (3) 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」若しくは同改定版を遵守しているもの
  - (4) 事業団より利用許可を受けているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。
- (1) 八尾市が主催する催し及び市がその費用を支払う催し
  - (2) 事業団が主催（共催は除く）する催し

(助成対象経費及び助成額)

第3条 公演及びリハーサル等に係る大ホール及び小ホールの施設使用料を対象とする。なお、附属設備使用料及びその他の使用料は対象外とする。

2 助成額は、助成対象経費の2分の1の額（1円未満端数切り捨て）とする。

(助成金の交付申請手続)

第4条 助成金の交付申請をしようとする者は、助成申請書（別記様式第1号）と口座確認書（別記様式第2号）に必要書類を添えて、あらかじめ八尾市文化会館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の内定)

第5条 館長は、前条の助成申請書を受け取ったときは、その内容に係る書類審査を行い、その申請内容が助成金を交付すべきものであるかを確認し、交付すべきものと認めたときは、交付の内定をするものとする。

- 2 館長は、前項の内定をしたときは、速やかに助成金交付内定通知書（別記様式第3号）により、申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 すでに実施している場合は、前2項の手続きを省略できるものとする。

(変更等の承認)

第6条 申請者は、申請した内容について重要な変更をする場合においては、あらかじめ館長の承認を受けなければならない。

- 2 申請者は、申請した催しを中止する場合においては、あらかじめ館長の承認を受けなければならない。

- 3 前2項に規定する館長の承認を受けようとする者は、助成金変更等承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

（交付内定の取消等）

第7条 館長は、申請者が次の各号に該当すると認めるときは、助成金の交付内定の一部若しくは全部を取り消し、又はその決定の内容を変更するものとする。

（1）この要綱に違反したとき

（2）不正な手段により助成金の交付の内定を受けたとき

（3）その他申請した催しの実施において著しく社会的妥当性を欠く行為があったと認められるとき

- 2 前項の規定は、申請した催しについて交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（助成金の返還）

第8条 館長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定め、返還させるものとする。

（交付額の確定）

第9条 館長は、申請の催しの完了後に、その内容に係る審査及び必要に応じて行った現地調査等により、助成金の内定内容に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額の確定をするものとする。

- 2 ただし、助成金内定通知書により通知した助成額を上限とするため、当日の延長利用等による増額は、助成対象外とする。

- 3 館長は、第1項の確定をしたときは、速やかに助成金交付決定通知書（別記様式第5号）若しくは助成金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（助成金の交付等）

第10条 館長は、助成金の交付額の確定後、1か月以内に助成金を交付するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。